

（公財）世田谷区産業振興公社 理事長 あて

※審査資料となります。「世田谷みやげとして自慢できる点」は、具体的に記入してください。

「世田谷みやげ」申込書（新規 体験）

体験名			事業所名		
事業所所在地	(〒 -) 世田谷区				
営業時間	時 分 ~	時 分	定休日	曜日	
連絡先 ※メールアドレスをお持ちの方は必ず記入してください。	TEL	()	FAX	()	
	メールアドレス				
	ホームページ/ SNS アドレス				
体験の内容					
体験の実施場所	※事業所所在地と異なる場合は記入してください。		体験の実施回数 (年間)	回	
体験価格 (税込み)	円 (製作個数等:)		せたがやPay加盟 の有無		

【申込体験および貴事業所について、「世田谷みやげとして自慢できる点」をご記入ください】

※以下に記載いただいた内容を、審査時に使用する審査票にそのまま使用させていただきます。

①世田谷とのかかわりをアピールした商品あるいは体験か（世田谷にゆかりのある素材を活用している／地域貢献度が高い／区にとって意義の深いものなどを含む）。

②世田谷区民に愛された実績、伝統があるか。

③この体験をプレゼントされたら、その体験を通して世田谷を感じられ、愛着を持てるか。

④品質や製法等へのこだわりがあり、オリジナリティがあるか（技術を高度に体得している又はこれに精通している／価値の高いものなどを含む）。

※枠内に収まるようにご記入、ご入力いただいたものをご提出ください。
※体験の様子が分かる動画または画像を提供してください。また、体験や事業所を紹介する画像等ございましたら添付してください。（上限：A4サイズ2枚分まで、動画は裏面のメールアドレスまでお送りください。）

※個人情報は、申し込みに関する手続きおよび審査資料としてのみ使用します。

《 公社使用欄 》	受付日	受付No.
-----------	-----	-------

「世田谷みやげ」申込書（新規 体験）

以下に同意し、「世田谷みやげ」に申し込みます。

- ① 指定審査会に合格後、（公財）世田谷区産業振興公社（以下、「公社」という。）が指定する期日までに指定料10,000円（パンフレットへの掲載負担金を含む）を納付する。
- ② パンフレット作成にあたり、商品や店舗の取材に協力する。
※商品撮影のため、必要最低限の数量の商品を無償で提供いただきます。
- ③ 「世田谷みやげ」事業のPRに協力する。
- ④ 「世田谷みやげ」に指定された体験の品質維持・管理・向上に努める。
- ⑤ 公社が行う事業（イベントへの出店等）へ積極的に参加する。
※体験によっては、保健所等の指導により出店できない場合があります。
- ⑥ 公社の企画する商品の品質向上や販路拡大に向けたセミナー等に積極的に参加する。
- ⑦ 「世田谷みやげ」に指定された事業者同士の連携に積極的に協力する。
- ⑧ 事業効果の検証や事業改善のため、公社が実施するアンケートや調査等に協力する。

（記入欄）事業所担当者氏名：

※押印不要

※個人情報、申し込みに関する手続きおよび審査資料としてのみ使用します。

《 公社使用欄 》

受付日

受付No.

【問合せ・申込先】 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7-4F（公財）世田谷区産業振興公社 世田谷みやげ担当
TEL：03(3411)6715 / FAX：03(3412)2340 / E-mail：setagayamiyage@setagaya-icl.or.jp